

[KES] SR・環境マネジメントシステム・スタンダード

[KES] SR・環境マネジメントシステム
スタンダード

KESステップ2SR

(3 版)

2018年5月

特定非営利活動法人
KES環境機構



目 次

	ページ
0. 序文	2
1. 適用範囲	5
2. 定義	5
3. 要求事項	7
3.1 一般要求事項	7
3.2 SR・環境宣言	7
3.3 計画	7
3.3.1 SR・環境影響項目	7
3.3.2 法的及びその他の要求事項	8
3.3.3 SR課題・環境改善目標及び改善計画	8
3.4 実行	9
3.4.1 体制と責任	9
3.4.2 教育と訓練	9
3.4.3 情報の連絡	9
3.4.4 文書	9
3.4.5 文書の管理	9
3.4.6 活動	10
3.4.7 緊急事態への準備と対応	10
3.5 点検	10
3.5.1 確認	10
3.5.2 順守評価	10
3.5.3 修正と予防	10
3.5.4 記録	10
3.5.5 自己評価	11
3.6 最高責任者による評価	11
改訂履歴	13
付属書	14

O. 序文

KESは、中小の組織や環境問題に取り組み始めた組織でも環境改善活動が比較的容易に実践できる仕組みとして2001年4月にスタートした「環境マネジメントシステム」です。KES策定にあたり、これら対象となる組織の特性とそれにマッチングする規格の要件を次のように整理しました。

- ① 組織の規模が小さい（一般的に環境負荷が小さい）：シンプルなシステムである。
- ② 経営資源（人・物・金）が厳しい：低コストで取り組みができる。
- ③ 環境の取り組みが経営に「付加価値」を高める：「環境経営」の機会を提供できる。
- ④ 環境の取り組みが社会（地域）貢献につながる：「地域との共生」の機会を提供できる。

KESは、この4つのキーワードを基本にして策定された仕組みです。

1. シンプルなシステム

KES規格は、ISO14001の基本コンセプトと同じ、トップが定める「環境方針」に基づき、管理のサイクル Plan（計画）—Do（実行）—Check（点検）—Action（レビュー）を循環させることによって継続的な改善を図ることであり、ISO14001の中核となる本質的な特長を活かして、用語や規格の内容をシンプルにしたものです。さらに、KESは次の2段階のレベルを設定しているため、受審者で選択ができます。

「ステップ1」：規模や環境負荷が比較的大きくないところや、環境問題に取り組み始めたところに適合。

「ステップ2」：規模や環境負荷が比較的大きいところや、ステップ1を3年以上継続しているところに適合。

（ISO14001とほぼ同じ項目をクリアすることを要求しているため、将来ISO14001の認証取得を目指されるところにも適合。）

2. 低コスト

KESの審査員はボランティアベースで運用することとしたため、低コストで審査・コンサルティングを実施することが可能となりました。

（KES審査員は、ISO14001の審査員補以上の有資格者でKES審査員の審査に合格し、さらに2カ月毎に実施される研修会への参加が必須となります。）

3. 「環境経営」の機会を提供する

KESでは、「環境」というキーワードによって企業の付加価値を向上させる取り組みを推奨しています。したがって、KES審査員には、規格の審査を行うだけでなく、できる限り受審側に「付加価値」を生むよう「受審者と一緒に考える（悩む）」審査を要請しているのもKESの特徴の一つです。

例えば、「環境効率」（下式参照）という指標を提起し、環境負荷低減から本来業務の改善を推進することによって、環境改善と共に企業経営にも貢献できる取り組みを推奨しています。

環境マネジメントシステムを始める段階では、環境負荷や資源使用量という分母を小さくする活動から始まりますが、この取り組みは「紙・ゴミ・電気」の活動に象徴され



るよう、「我慢」の要素が強く、従来のムダ使いが改善できるため当初は大きな成果が期待できますが、一定の期間を経過するとそのパフォーマンス改善はいずれ限界に至ります。次に必要なのは生活の質や製品機能という分子を大きくさせる活動で、この活動になると創意・工夫ができるようになり、楽しみのエコ活動になります。

$$\text{環境効率} = \frac{\text{生活の質・製品機能}}{\text{環境負荷・資源使用量}}$$

4.「地域との共生」の機会を提供する

KESは、民間ベースの審査登録機関であるため制約事項が少なく、地域の特性を活かした取組みが可能で、いろいろな組織で幅広い取組みができます。

環境改善のセオリーは「Think Globally, Act Locally（地球規模で考え、地域から行動を）」であると言われています。これを実践するため、多くの地方自治体では、市民生活・事業活動・行政施策すべての連携が必要であると考え、環境施策の実施に当たり市民参加を積極的に推進しています。

そこで、KESを審査・登録された企業と地域の学校（学校と保護者=地域住民との強い関わりを活かし）をコンタクトし、地域企業一学校一地域住民を核とする「地域環境コミュニティ」を構築（これを KESC=KES を媒体とした地域コミュニティ=と言ふ）する活動を推進しています。この成果が期待されるため、さらに内容の充実化を図り、多くの地域に広げていく必要があると考えています。

KESは、1997年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議（COP3）」において「京都議定書」が採択されるという流れを受けて、京都で「持続可能な地域社会形成」を推進する組織として市民・学識者・事業者・行政等がパートナーシップのもとで協働し、1998年11月「京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム」が設立され、その事業の一環として策定されました。

現在は全国的に広がり（2009年5月末現在で審査登録件数は2,600件を超えています）、KES取組みの成果としてCO₂削減の実績や企業のコストダウンや体質強化など環境経営に貢献しているため、多くの自治体や大手企業から「グリーン調達基準」にも採用されています。

KESの趣旨は、「圧倒的多数の中小組織が環境改善活動に参加していただく」ことにあり、KES以外の組織と共にEMSの今日の広がりをみたことは、早くから取組みを進めてきた審査登録機関として一定の役割を果たしてきたと考えています。しかし、中小企業の実態をみたときまだまだ不十分であり、さらなる普及に努めることが必要ですが、単に審査登録件数を増やすだけではなく、その取組みが環境改善への貢献と共に、取組まれている企業への環境経営貢献度を向上させ、さらに社会（地域）において活きた環境改善活動のためのツールとし活用していただくことが重要であると考えています。

以上

2009年7月、規格改訂（5版）にあたって

SRマネジメントシステムについて

人類は「豊かさ」を求めて続けてきましたことにより、エネルギーや天然資源を大量に使用するとともに経済はグローバル化し、結果的に地球環境に大きな影響を及ぼすことになりました。このため、1987年国連において「環境と開発に関する世界委員会」（ブルントラント委員長）が発行した最終報告書「私たちの共通の未来」によって「持続可能な発展」が提唱され、また産業界ではBCSD（持続可能な発展のための経済人会議）から「持続可能な発展実現のためのマネジメントシステム規格」の作成をISO（国際標準化機構）に依頼し、1996年9月国際規格ISO14001「環境マネジメントシステム」が発行されました。

その後ISOでは世界中のあらゆる組織が未来に向けた責任を果していくため2010年11月1日「持続可能な発展への貢献を最大化」するためのガイド ISO26000「社会的責任の手引」が発行されました。

そして、2011年3月11日に「東日本大震災」が発生し、改めて世界中の多くの人たちに「豊かさとは」「幸福とは」について考え直す機会となり、これを「パラダイム・シフト」の絶好の機会ととらえ、改めて「持続可能な発展への貢献を最大化」することを目指して世界中のベクトルを集中することが望まれる事態となりました。このため2012年10月に、「持続可能な発展」実現のため策定した「KESステップ2」をベースにし、「持続可能な発展への貢献を最大化」するためのISO26000の要素を導入した「KESステップ2SR」を発行しました。

しかし、その後もますます「持続不可能な状況」が拡大したため、持続可能な発展をより確固たるものとするため、2015年には①国連において「誰一人取り残さない」を基本方針として「SDGs」が、また②COP21において「パリ協定」が採択（いづれも2016年発効）されました。

一方ISO14001も2015年9月に2度目の改訂（以下、「ISO14001：2015」という。）が行われました。

上記「パリ協定」「SDGs」「ISO14001：2015」の共通する「環境」「社会」「経済」の三つの側面から活動を評価する概念は、まさに「持続可能な発展」のためのキーワードとされています。

今回の「KESステップ2SR（3版）」は、「ISO14001：2015」に対応する「KES規格改訂（7版）」に伴うもので、「環境」「社会」「経済」の概念に基づく持続可能性を目指す「環境経営マネジメントシステム」の構築に寄与することを目的としています。

2018年5月、KESステップ2SR規格改訂にあたって

KES ステップ2SR

1. 適用範囲

[KES] SR・環境マネジメントシステム・スタンダード ステップ2SRの要求事項を定める。

この規格は、SR・環境に著しい影響を及ぼす項目を踏まえて組織の活動、製品及びサービスについてSR・環境宣言やSR課題・環境改善目標を設定し、そのSR・環境改善活動を実行することができるようSR・環境マネジメントシステムの要求事項を定める。

2. 定義

この規格に用いる用語の定義は、次の通りである。

① SR・環境マネジメントシステム

全般的な経営マネジメントシステムの一部で、SR・環境宣言を作成し、実行し、達成し、見直し、管理するために用いられるもので、その中に組織体制、計画、実行、手順、文書、必要な資源などが含まれる。

② SR（社会的責任）

組織の決定及び活動が社会及び環境に及ぼす影響に対して、次のような透明かつ倫理的な行動を通じて組織が担う責任。

- 健康及び社会の繁栄を含む持続可能な発展に貢献する。
- ステークホルダーの期待に配慮する。
- 関連法令を順守し、国際行動規範と整合している。
- その組織全体に統合され、その組織の関係の中で実践される。

③ 環境

組織の活動を行う上での取り巻くものを指し、大気、水、土地、天然資源、植物、動物、人、宇宙空間及びそれらの相互関係を含め、組織がその中で活動する周辺自然環境。

注：ここでいう周辺環境とは、組織内から地球規模のシステムにまで及ぶ。

④ 組織の影響

全般的または部分的に、組織の活動、製品及びサービスから結果として生じる、社会・経済又は環境へのプラス又はマイナスの変化。

⑤ SR・環境影響項目

組織の活動、製品及びサービス等のうち、SR・環境に影響を及ぼす項目。その内で特にSR・環境に著しい影響を及ぼすと考えられるもの又はその可能性のあるものを著しいSR・環境影響項目という。

⑥ 繼続的改善

組織のSR・環境宣言に沿ってSR・環境改善活動を達成するためにSR・環境マネジメントシステムを向上させる繰返しの過程をいう。

⑦ SR・環境宣言

組織のSR・環境改善活動に係わる意図及び基本的な考え方の表明を行うことを指し、活動に方向づけを与える。

⑧ SR課題・環境改善目標（中長期目標及び単年度目標）

SR・環境宣言を実現するために自らが定めて進める全般的なSR・環境改善活動の到達点をいう。また、SR・環境改善目標は3年程度を目途とした中長期目標を設定し、この中長期目標を達成するために単年度の目標を定めて実行する。これらSR・環境改善目標は可能な限り数値化する。

⑨ 汚染の予防

汚染物質や廃棄物の発生又は排出を避け、あるいは低減し、管理するための工程、手段、材料もしくは製品を利用することをいう。これには、リサイクル化、処理方法、工程変更、制御機構、資源の有効利用、材料の代替を含める。

⑩ ステークホルダー

組織の何らかの決定又は活動に利害関係を持つ個人又はグループ。

⑪ 組織

法人であるか否かによらず、独立した機能や管理体制をもつ事業体又はグループ。

⑫ 自己評価

組織のSR・環境マネジメントシステムが、自ら定めた評価基準に適合しているか否かを、手順に基づき組織内で行う評価。

その結果は、最高責任者による評価の重要な情報とする。

⑬ 國際行動規範

国際慣習法、一般に受け入れられている国際法の原則、又は普遍的若しくはほぼ普遍的に認められている政府間合意から導かれる、社会的に責任ある組織の行動に対する期待。

⑭ 組織統治

組織がその目的を追求する上で、決定を下し、実施するときに従うシステム。

⑮ 製品

販売のために組織から提供される、又は組織によるサービスの一部である物品若しくは物質。

⑯ サービス

需要又はニーズを満たすための組織の行動。

⑰ サプライチェーン

組織に対して製品又はサービスを提供する一連の活動又は関係者。

⑱ 持続可能な発展

将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を危険にさらすことなく、現状のニーズを満たす発展。

⑲ リスク及び機会

潜在的で有害な影響（脅威）及び潜在的で有益な影響（機会）。



3. 要求事項

3.1 一般要求事項

組織は、SR・環境活動の適用範囲を定めてSR・環境マネジメントシステムを構築し、管理する。そのための要求事項はこの3項で規定する。

3.2 SR・環境宣言

組織の最高責任者は次の事項を明確にしたSR・環境宣言を定めて文書化し、実行する。

- ① 組織の活動、製品及びサービスの性質や規模及びSR・環境に及ぼす影響に見合った内容である。
- ② 「持続可能な発展への貢献を最大化」するため、継続的なSR・環境改善活動と、汚染の予防及び環境保護を約束する。
- ③ 環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含むことができる。
- ④ SR・環境に関する適用される法的及びその他の要求事項を守ることを約束する。
- ⑤ SR課題・環境改善目標の設定とレビューを行うための意図を明確にする。
- ⑥ 組織の全員に知らせる。
- ⑦ 一般の人々が入手可能である。

3.3 計画

3.3.1 SR・環境影響項目

組織は、活動、製品及びサービスの中で、SR・環境に影響を及ぼすあるいはSR・環境から影響を受けると考えられる項目を明らかにし、その中からその影響が著しいと考えられるもの又はその可能性のあるもの（著しいSR・環境影響項目）を特定するための手順を定めて文書化し、その結果を記録する。

組織は、この情報を常に最新のものとする。

SR・環境影響項目として取り上げる対象としては、次の(1)SR対象項目（「中核主題」と言う。）を含めるものとし、また(2)環境対象項目を考慮する。

(1) SR対象項目

- ① 組織統治
- ② 人権
- ③ 労働慣行
- ④ 環境
- ⑤ 公正な事業慣行
- ⑥ 消費者課題
- ⑦ コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

(2) 環境対象項目

- ① 大気への放出
- ② 水への排出
- ③ 土地への排出
- ④ 原材料及び天然資源の使用
- ⑤ エネルギーの使用
- ⑥ 放出エネルギー、例えば、熱、放射、振動
- ⑦ 廃棄物及び副産物
- ⑧ 生物多様性及び生態系の保護
- ⑨ その他、地域社会の環境問題
- ⑩ 組織にとってのリスク及び機会になり得ること
- ⑪ 組織の本来業務との関連性
- ⑫ 活動、製品及びサービスのライフサイクルの視点

3.3.2 法的及びその他の要求事項

組織の活動、製品及びサービスに係わるSR・環境影響項目に関連する法的及びその他の要求事項を調査して特定し、参照できるよう文書化する。法的及びその他の要求事項は常に最新の状態を維持する。

3.3.3 SR課題・環境改善目標及び改善計画

組織全体あるいは各階層で中長期のSR課題・環境改善目標及び、単年度のSR課題・環境改善目標、並びにSR課題・環境改善計画を決定して文書化する。

なお、SR課題・環境改善目標は各中核主題から1項目以上設定する。

課題・目標決定に際してはSR・環境宣言と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にするとともに、著しいSR・環境影響項目及び法的及びその他の要求事項の順守を考慮に入れるとともに、次の①～④項を考慮する。

- ① 汚染の予防及び環境保護に関する約束。
- ② 技術的、経済的制約にもとづく実現の可能性。
- ③ 組織とその活動、製品及びサービスに関するステークホルダーのニーズ及び期待。
- ④ 組織の経営課題や他の事業の進め方、活動、製品及びサービスの影響が及ぶ範囲。

単年度のSR課題・環境改善目標を達成するための改善計画書を作成する。

改善計画書には次の項目を含む。

- ① 課題・目標を達成するための進捗を管理する実行責任者の明示。
- ② 課題・目標を達成するための具体的な施策と日程を示す。
- ③ 課題・目標に対する実績が確認できる。

計画を実行する段階で何らかの変更があった場合は、その都度改訂する。



3.4 実行

3.4.1 体制と責任

効果的なSR・環境マネジメントを実行するためにそれぞれの役割・責任及び権限を定めて文書化し、全員に周知徹底する。

最高責任者は、SR・環境マネジメントシステムを実行し、管理できる責任と権限をもつSR・環境管理責任者（複数でも可）を任命する。

SR・環境管理責任者は、このKESステップ2SRの要求事項を満たす仕組みを作成し、実行し、管理する。又、システムの向上のためのレビューと改善のための情報として活動実績を最高責任者に報告する。

SR・環境管理責任者は、最高責任者と同一者であってもよい。

3.4.2 教育と訓練

組織の全員及びSR・環境に著しい影響を及ぼす可能性のある活動や作業を行う全ての人々に必要な知識を得る教育と訓練を実行するための手順を定めて文書化し、実行計画及び実行内容を記録する。

教育内容には、次の事項を含む。

- ① SR・環境宣言やこの規定に定められた事項を守ることの重要性。
- ② 各人の活動や作業がSR・環境に著しい影響を及ぼす項目、及び改善活動の成果がSR・環境に及ぼす好影響。
- ③ 緊急事態への準備と対応に対する各人の役割と責任。
- ④ 定められた手順を守らなかった時に予想されるSR・環境に及ぼす影響。

3.4.3 情報の連絡

SR・環境に関する情報や苦情を処理する手順を定めて文書化し、その経過を記録する。

- ① 内部の各階層での情報連絡の仕組みを作成する。
- ② 外部のステークホルダーとの情報連絡の仕組みを作成する。

SR・環境に著しい影響を及ぼす項目について外部（例えば公的機関）に連絡する場合はその仕組みを作り、その結果を記録する。

3.4.4 文書

SR・環境マネジメントシステムを実行するためにSR・環境マネジメントマニュアルを作成する。

マニュアルには次のような項目を記載する。

- ① この規格の要求事項の記載並びに組織自らが実行することを決めた事項及び事項間の関連性
- ② 必要に応じて作成する規定や手順書間の関連性

3.4.5 文書の管理

この規格が要求する文書類については次の事項を管理する。

- ① 発行責任者・発行日付を明らかにする。
- ② 有効期限のあるものは明確にする。

③ 定期的に見直し、最新の内容のものとする。

④ 改廃の手続きを定め、古いものは撤去するか、誤使用のないようにする。

3.4.6 活動

① 組織はSR・環境宣言・SR課題・環境改善目標及び改善計画を達成するため、法的及びその他の要求事項や改善項目関連などの運用基準を定めて文書化し、活動を行う。

② 活動は、構内常駐の社外業者にも伝達する。

3.4.7 緊急事態への準備と対応

事故や災害を含む事業活動上の緊急事態が発生した場合のSR・環境と事業活動に著しい影響を及ぼす可能性を想定してその対策を定めて文書化する。

緊急事態への準備と対応については、3.3(計画)の中で改善計画として取り組んでも良い。

又、その対策が効果的であることを評価し、必要に応じて改善するために定期的に可能な範囲でテストを行い記録する。

実際の緊急事態発生やテストの後、対策が効果的であるか否かを確認し、必要があれば改善する。

3.5 点検

3.5.1 確認

改善計画の進捗状況を定期的に確認するための方法を定めて文書化し、SR・環境に著しい影響を及ぼす作業や活動の実態を把握すると共にSR・環境改善活動の進捗や課題・目標への適合性について検証し、評価し、記録する。

3.5.2 順守評価

適用を受ける法的及びその他の要求事項の順守状況を定期的に評価し、記録する。

3.5.3 修正と予防

SR・環境改善活動及び適用を受ける法的及びその他の要求事項に対して不適合が発生した場合又は発生が予想される場合、修正と予防を行うための責任や権限を定めて文書化し、実行する。

修正と予防を行った場合は、必要に応じマニュアル等の変更を行い、記録する。

予防は3.3(計画)の中で改善計画として取り組んでも良い。

3.5.4 記録

SR・環境改善活動における記録は下記の通りとする。

記録は紛失・損傷を防ぐ方法及び保管期間を定め、管理する。

- ① 著しいSR・環境影響項目の記録
- ② 法的及びその他の要求事項の順守評価の記録



- ③ SR課題・環境改善計画の進捗管理書
- ④ 教育訓練の記録
- ⑤ SR・環境情報の記録
- ⑥ 緊急事態への準備と対応に関する記録
- ⑦ 計測器の精度維持の記録
- ⑧ 不適合、予防の処置記録
- ⑨ マニュアル等の変更記録
- ⑩ 自己評価の記録
- ⑪ 最高責任者による評価の記録
- ⑫ SR・環境議事録

3.5.5 自己評価

SR・環境マネジメントシステム全体を自己評価する手順を定めて文書化し、実行する。

評価は内部で評価チームを編成し、定期的に次の項目について実行する。

- ① SR・環境マネジメントシステム全体がこの規格の要求事項及び組織が定めた取り決めに適合しているか。
- ② SR・環境マネジメントシステムが適切に実行され管理されているか。自己評価の計画は、スケジュール、活動がSR・環境に影響を及ぼす重要性及び前回の自己評価の結果の確認を含めて行う。

自己評価の手順は、次のような項目を明確にする。

- ① 自己評価を行う範囲
- ② 自己評価の頻度
- ③ 自己評価の組織と責任者
- ④ 自己評価の担当者の資格
- ⑤ 自己評価の進め方
- ⑥ 自己評価の結果の伝達

この評価結果は記録し、最高責任者に報告する。

3.6 最高責任者による評価

最高責任者は必要な情報を収集し、定期的にSR・環境マネジメントシステム全体を見直し、「持続可能な発展への貢献を最大化」するための、継続的な改善活動を行うのに適切で、妥当で、かつ有効であるかを評価する。

最高責任者は評価結果に基づき、SR・環境宣言、SR課題・環境改善目標、SR・環境マネジメントシステムのその他の活動に関してその変更する必要性を明確にしてあらゆる決定及び処置をSR・環境管理責任者に指示する。

これらは全て手順を定めて文書化し、その結果を記録する。

評価は次のような情報を基に行う。

- ① 自己評価の結果
- ② 法的及びその他の要求事項の順守評価結果
- ③ SR・環境改善活動の進捗状況
- ④ 行政や業界等周辺の動向
- ⑤ 関連するステークホルダーの関心事
- ⑥ 前回の最高責任者による評価の結果
- ⑦ その他、最高責任者が必要と判断した情報

KES

改訂履歴

初版 2012年10月	制定
2版 2015年10月	<p>序文 2版改訂経緯記載</p> <p>2. 定義⑦環境改善目標を「中長期目標と単年度目標」の設定を可能とすることに変更。</p> <p>3.2 環境宣言に「環境保護」の約束を追加。</p> <p>3.3 計画の内容を上記と整合を図った。</p>
3版 2018年 4月	<p>序文 3版改訂経緯記載</p> <p>KES規格7版（ステップ2）に準じて以下の改訂実施</p> <p>2. 定義に ⑩「リスクおよび機会」を追加</p> <p>3.3.1に「SR・環境から影響を受けると考えられる項目」を追加すると同時に「新しいSR・環境影響項目」を規定。</p> <p>SR・環境影響項目として「SR対象項目（“中核主題”と言う。）を含む」ことを規定。</p> <p>並びに「(2)環境対象項目」として考慮する事項に以下を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩「組織にとってリスク及び機会になり得ること」 ⑪「組織の本来業務との関連性」 ⑫「活動、製品及びサービスのライフサイクルの視点」 <p>3.3.2「新しいものが考慮されている」を「最新の状態を維持する」に変更。</p> <p>3.3.3に「SR課題・環境改善目標は各中核主題から1項目以上設定する。」ことを規定。</p> <p>さらに「SR・環境に新しい影響を及ぼす項目」を「新しいSR・環境影響項目」に、また③を「組織とその活動、製品及びサービスに関するステークホルダーのニーズ及び期待」に変更。</p> <p>⑥「組織の経営課題や他の事業の進め方、活動、製品及びサービスの影響が及ぶ範囲」を追加。</p> <p>3.4.4①に「組織自らが実行することを決めた事項」の文言を追加</p> <p>3.4.7、3.5.3に「予防（又は緊急事態への準備と対応について）は3.3(計画)の中で改善計画として取り組んでも良い」の文言を追加。</p> <p>3.4.7の「天災等」を「災害を含む事業活動上」に変更、及び緊急事態が新しい影響を与える対象として「事業活動」を追加。</p> <p>3.5.1に「検証・評価」を追加。</p>

[付属書]

KESステップ2SRの構成

KESステップ2 (7版)	ISO14001(2015)	KESステップ2SR (3版)
①一般要求事項	<p>①組織の状況 組織及びその状況の理解 利害関係者のニーズ及び期待の理解 環境マネジメントシステム適用範囲の決定 環境マネジメントシステム</p>	①一般要求事項
②環境宣言	<p>②リーダーシップ リーダーシップ及びコミットメント 環境方針 組織の役割、責任及び権限</p>	②SR・環境宣言
③計画	<p>③計画 リスク及び機会への取組 環境影響項目</p>	③計画
法的及びその他の要求事項	順守義務	法的及びその他の要求事項
環境改善目標及び改善計画	<p>取組の計画策定 環境目標 環境目標を達成するための取組の計画策定</p>	SR課題・環境改善目標及び改善計画
④実行 体制と責任	<p>④支援 資源 力量 認識</p>	<p>④実行 体制と責任</p>
教育と訓練		教育と訓練
情報の連絡	内部コミュニケーション 外部コミュニケーション	情報の連絡
文書 文書の管理	文書化した情報 作成および更新 文書化した情報の管理	文書 文書の管理
活動	⑤運用 運用の計画及び管理	活動
緊急事態への準備と対応	緊急事態への準備及び対応	緊急事態への準備と対応
⑥点検 確認	⑥パフォーマンス評価 監視、測定、分析及び評価	⑥点検 確認
順守評価	順守評価	順守評価
修正と予防	(⑦改善へ移動)	修正と予防
記録	(⑧支援・文書化した情報へ移動)	記録
自己評価	内部監査 内部監査プログラム	自己評価
⑨最高責任者による評価	マネジメントレビュー	⑨最高責任者による評価
	(⑩改善 不適合及び是正措置 継続的改善)	

MEMO

MEMO

KESステップ2SR

[KES] SR・環境マネジメントシステム・スタンダード
(3版)
2018年5月

発行：特定非営利活動法人 K E S環境機構

(事務局)
〒615-0801
京都市右京区西京極豆田町2
京都工業会館内
特定非営利活動法人 K E S環境機構
TEL : 075-321-4767・075-323-6686
FAX : 075-322-6901
E-mail:kes-ems@keskyoto.org